

国立大学法人鹿児島大学動物実験委員会規則

平成16年4月1日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成16年規則第1号)第21条第3項及び鹿児島大学における動物実験に関する規則(平成20年規則第23号。以下「規則」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 研究支援センター長が指名する者 1名
- (3) 各学部、各研究科(大学院臨床心理学研究科を除く。)及び附属病院の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 各1名
- (4) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名
- (5) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2名
- (6) 実験者以外の学識経験者 若干名
- (7) その他学長が必要と認める者

2 前項第3号から第7号までに規定する委員は、学長が任命する。

3 第1項第3号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第2号及び第3号の委員は、同項第4号、第5号又は第6号の委員のうちいずれかを兼ねることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項について審議・調査し、学長に報告・助言する。

- (1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び本規程に適合していることの審査に関すること。
- (2) 動物実験計画書の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 飼養保管施設・実験室の設置・廃止に関すること。
- (4) 実験動物の飼養・保管に関すること。
- (5) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容及びその実施に関すること。
- (6) 自己点検・評価、外部の専門家による検証及び情報公開に関すること。
- (7) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に

必要な情報の提供等を行うよう努める。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わらないこととする。

3 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

(代理出席)

第6条 委員が事故のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究推進部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に委員となった助教授は、その任期の満了の日まで引き続き委員とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。